

第4回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

令和6年（2024年）12月23日

西知多医療厚生組合議会

令和6年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
諸般の報告について	5
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	5
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 について	7
西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	8
令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）	10
令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）	11

令和6年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 令和6年（2024年）12月23日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（13人）

1番	北川明夫	8番	中山貴弘
2番	今瀬和弘	9番	伊藤正明
3番	中村義幸	11番	泉清秀
4番	秋葉みどり	12番	藤井貴範
5番	工藤政明	13番	林正則
6番	江川祐之	14番	伊藤清一郎
7番	石丸喜久雄		

4 不応招議員 10番 石濱隼人

5 開閉の日時

開会 令和6年（2024年）12月23日 午後1時30分

閉会 令和6年（2024年）12月23日 午後1時51分

第1日 (12月23日)

1 出席議員(13人)

1番	北川明夫	8番	中山貴弘
2番	今瀬和弘	9番	伊藤正明
3番	中村義幸	11番	泉清秀
4番	秋葉みどり	12番	藤井貴範
5番	工藤政明	13番	林正則
6番	江川祐之	14番	伊藤清一郎
7番	石丸喜久雄		

2 欠席議員 10番 石濱隼人

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島壽男	副管理者	花田勝重
副管理者	立川泰造	副管理者	星川功

[総務部]

総務部長	加藤由裕	総務課長	岸本一昭
施設管理課長	平松康弘	施設管理課統括主幹	八木正彦

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	吉原基	副院長兼病院事務局長	許斐正啓
		兼企画課長	
管理課長	谷川正仁	管理課統括主幹	大岩喜恵
管理課課長	牧野達弘	医事課長	森田美和

兼人事管理室長

[看護専門学校]

看護専門学校長	鰐部貴久美	庶務課長	石橋謙介
教務課長	齋藤陽子		

兼教務主任

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 橘 洋子 環境経済部長 小笠原 尚一
[知多市]

健康文化部長 杉江 大典 環境経済部長 竹内 和彦

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 宇野 孔美 書記 保科 達郎
書記 久野 真弘

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	15	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
5	16	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
6	17	西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
7	18	令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）
8	19	令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(12月23日 午後1時30分 開会)

議長（北川明夫）

皆さんこんにちは。

開会前に、欠席者の報告をさせていただきます。知多市選出石濱隼人議員から、本会議を欠席する旨の届け出を受けておりますので御報告いたします。

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、ありがとうございます。

現在の出席議員は13人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から御挨拶をいただきます。

管理者（宮島壽男）

皆さんこんにちは。ただいま議長のお許しをいただきましたので、開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合の職員の給与に関する条例の一部改正について」はじめ5件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（北川明夫）

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北川明夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、6番江川祐之議員、12番藤井貴範議員を指名いたします。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和6年9月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元に配布いたしましたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第4、議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料月額並びに期末手当及び、勤勉手当の支給割合の引上げ等をするため改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきまして、御説明申し上げます。

令和6年8月8日に公表されました令和6年人事院勧告において、民間給与との較差を埋めるため、初任給をはじめ若年層から30代後半に重点を置いて俸給月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の引き上げなどを内容とする勧告があり、国家公務員につきましては勧告のとおり法の整備がされております。

本組合においても、これらの状況を考慮し、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、議案末尾の方に添付してございます参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。本改正条例は、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てにより施行期日を分けて改正するものでございます。

まず1ページ目の第1条関係は令和6年度実施分で、第11条の改正は、初任給調整手当の引上げでございます。第20条の改正は、期末手当の引上げで、12月に支給する期末手当の率について、0.05月分、再任用職員については0.025月分引き上げるものです。第21条の改正は、勤勉手当の引上げで、2ページをお願いします。12月に支給する勤勉手当の率について、0.05月分、再任用職員については0.025月分引き上げるものです。条例別表の給料表の改正につきましては、新旧対照表への記載を省略し、概略を一覧表で表示してございますが、給料月額を引き上げるもので、職員全体で、平均12,962円、率にして4.15%の引き上げとなるものでございます。

第2条関係は、令和7年度以降の実施分でございます。第20条の改正は、第1条関係により改正した12月の期末手当の引上げ分を、令和7年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。3ページをお願いします。第21条の改正は、第1条関係により改正した12月の勤勉手当の引上げ分を、令和7年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、第1条関係の改正による適用区分で、給料月額等の引上げについては令和6年4月1日から、期末手当、勤勉手当の引上げについては令和6年12月1日から、遡って適用するものでございます。4ページをお願いします。附則第3項は、給与の内払について定めたもの、附則第4項は、改正条例の施行に係る委任について定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、
原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第5、議案第16号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第16号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員
の給料月額及び期末手当の支給割合の引上げをするため改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第16号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
一部改正について」の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により
御説明申し上げます。本改正条例も、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、
2条建てになっています。

第1条関係は令和6年度実施分で、第7条の改正は、特定任期付職員の給料月額
を上げるものでございます。第9条の改正は、期末手当の引上げで、12月の期
末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。2ページをお願いし
ます。第2条関係は令和7年度以降実施分で、第9条の改正は期末手当の改定で、
第1条関係により改正した12月の期末手当の引き上げ分を、7年度以降、6月及
び12月で平準化するものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は、
公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行す

るものでございます。附則第2項は、給料月額の上昇については令和6年4月1日から、期末手当の上昇については令和6年12月1日から、遡って適用するとしたもの、附則第3項は、給与の内払規定について定めたものでございます。なお、この条例改正の対象となる特定任期付職員は、現在のところ採用しておりません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第16号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第6、議案第17号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第17号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、常勤職員等に準じて、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の上昇を図るため改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第17号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

常勤職員等に準じて基本報酬を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の引き上げをするものです。改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

本改正条例は、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てにより施行期日を分けて改正するものでございます。まず1ページ目の第1条関係は令和6年度実施分で、第7条の改正は、期末手当の引上げで、12月に支給する期末手当の率について、0.05月分引き上げるものです。第8条の改正は、勤勉手当の引上げで、12月に支給する勤勉手当の率について、0.05月分引き上げるものです。

第2条関係は、令和7年度以降の実施分でございます。第7条の改正は、第1条関係により改正した12月の期末手当の引上げ分を、令和7年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。第8条の改正は、第1条関係により改正した12月の勤勉手当の引上げ分を、令和7年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、第1条関係の改正による適用区分で、期末手当、勤勉手当の引上げについては令和6年12月1日から、遡って適用するものでございます。附則第3項は、給与の内払について定めたもの、附則第4項は、改正条例の施行に係る委任について定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第17号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第7、議案第18号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第18号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ176万8,000円を増額し、補正後の額を66億5,366万6,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第18号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」の詳細につきましては、4ページ、5ページをお願いいたします。

2の「歳入」から御説明申し上げます。5款1項1目繰越金につきまして、令和5年度の決算額が176万8,000円の増収となったことから、これを増額するものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。3の「歳出」について、御説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、令和6年4月1日付けの人事異動及び人事院勧告による給料月額及び勤勉手当の支給割合の引上げにより、人件費の増額を見込んだものでございます。2節給料では、105万5,000円の増額、3節職員手当等では、合計30万5,000円の増額、4節共済費では、40万8,000円の増額を見込み、歳出合計で176万8,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第18号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第8、議案第19号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第19号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の増に伴い行うものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出で、支出は、第1款病院事業費用、第1項医業費用148億6,374万円に、補正予定額3億6,000万円を増額し、152億2,374万円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、予算第9条中77億3,485万5,000円を80億9,485万5,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（谷川正仁）

議案第19号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」の補足説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費で、当初予算額77億5,716万円に3億6,000万円を増額し、81億1,716万円とするもので、内訳は1節給料で医師給をはじめ全体で1億4,673万9,000円増額するもの、2節手当等と同じく8,411万9,000円、4節報酬で5,613万8,000円、5節法定福利費で7,300万4,000円、それぞれ増額するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第19号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しをいただきましたので、第4回臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北川明夫）

以上をもちまして、令和6年第4回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（12月23日 午後1時51分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年（2024年）12月23日

西知多医療厚生組合議会 議長 北川明夫

6番署名議員 江川祐之

12番署名議員 藤井貴範